

特別養護老人ホームよねやまの里 短期入所生活介護 利用料金表（令和7年4月1日～）

（単位：円）

1. 基本料金（1日あたり）

要介護度区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたり	451	561	603	672	745	815	884
連続31日以上の利用	442	548	573	642	715	785	854
連続61日以上の利用			573	642	715	785	854

2. 加算サービス費（1日あたり）

加算名	料金	内容
★★サービス提供強化加算Ⅰ	22	介護職員総数のうち、介護福祉士の有資格者を80%以上、又は勤続10年以上の介護福祉士35%以上配置している場合
★看護体制加算(Ⅲ)イ	12	常勤の看護師を1名以上配置している場合。要介護3以上の利用者を70%以上受け入れている場合
★看護体制加算(Ⅳ)イ	23	常勤の看護師を基準数以上配置し、医療機関等との24時間連絡体制を確保している場合。要介護3以上の利用者を70%以上受け入れている場合
★夜勤職員配置加算(Ⅲ)	15	夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を一人以上上回っている場合。喀痰吸引等の実施できる職員が配置されている場合
★★生産性向上推進体制加算(Ⅱ)(月1回)	10	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしている場合。見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入している場合
送迎加算(片道)	184	利用者の自宅から施設まで送迎を行った場合
療養食加算	8	医師の食事箋に基づく療養食を提供した場合。1食1回。
緊急短期入所受入加算	90	事情により居宅サービス計画に位置付けられていない者を緊急に受入した場合
医療連携強化加算	58	看護職員による定期的な巡視、協力医療機関との緊急時の体制を整え、重度な利用者を受入した場合
口腔連携強化加算(月1回)	50	口腔の健康状態の評価を実施実施した場合において、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し当該評価の結果を情報提供した場合
長期利用者に対する短期入所生活介護	-30	実質連続30日を超える利用者に対して、所定単位から減算
★★介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1+2)×14.0%	職員の離職防止・定着促進を図るため、職場環境等要件に定める取組がより促進されるように見直していること

☆は全ての「要介護」のご利用者対象、★は全ての「要支援」のご利用者対象となります

◇介護保険サービス費の合計

1. 基本料金 +	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
2. 加算サービス費	512	636	689	767	849	928	1,006

3. 食事代

基準費用額				第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
1日	(朝食)	(昼食)	(夕食)	1日	1日	1日	1日
1,700	340	680	680	1,300	1,000	600	300

4. 居住費

1日	基準費用額	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
多床室	915	430	430	430	0

◇自己負担額の合計

3. 食事代 +	基準費用額	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
4. 居住費	2,615	1,730	1,430	1,030	300

◆1日あたりの利用料金合計の目安(介護保険料合計+自己負担合計)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準費用額	3,127	3,251	3,304	3,382	3,464	3,543	3,621
第3段階②	2,242	2,366	2,419	2,497	2,579	2,658	2,736
第3段階①	1,942	2,066	2,119	2,197	2,279	2,358	2,436
第2段階	1,542	1,666	1,719	1,797	1,879	1,958	2,036
第1段階	812	936	989	1,067	1,149	1,228	1,306

☆ 利用者負担額は、上越市から交付される「負担割合証」の負担割合に応じた金額となります。

☆ 食費・居住費の補足給付(負担限度額認定)対象条件に、配偶者の所得や預貯金等の資産も勘案されます。

☆ 上記の料金目安には、「送迎加算」は含まれていません。